

令5福情答申第6号

令和5年8月15日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年12月10日付け総人第1039号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「総務企画局労務課の労働組合との交渉記録(令和2年度分)」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「総務企画局労務課の労働組合との交渉記録（令和2年度分）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、交渉が行われた日時及び場所並びに市当局の職員の氏名の部分については公開し、職員団体又は労働組合との交渉における参加者の発言に係る記録の部分についてはその記載内容を精査し、公開・非公開の判断を行ったうえで、改めて福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等をするのが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月25日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月14日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和3年10月25日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年11月17日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

労務課と労働組合との交渉記録は存在している。

公にすることにより、人事労務に係る事務に関し、労働組合との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれがあるとの意味がわからない。

交渉に参加した人の名前、日時、開示しても差し支えない文章はあるはずである。非公開ではなく部分開示すべきである。

(2) 反論意見書における主張

交渉記録は、一言一句議事録のようにしないで、まとめたものをお互いの合意の上で記録すればいいのではないか。

福岡市の労働組合は家賃を払っていない。家賃は市の収入になると思う。それだけ公共性が強いと思う。

(3) 口頭意見陳述における主張

労務課と労働組合との交渉記録というのは、裁判記録のようなものだと思う。裁判所では、傍聴は誰でもできるが、録音はできず、裁判記録も関係者しか見られないと聞いている。

交渉記録もそのようなものと思わなくもない。

交渉記録があるのであれば、見たいと思うので、公開して欲しい。

公にすることにより、公平性を保つというのが裁判の考え方なのだから、もし労働組合との交渉が傍聴できないのだとしたら、その交渉記録があるならば、公開することで公平性を保つためにも公開したほうがよいと思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及び理由

学説によると、団体交渉は、労働組合が使用者と労働者の待遇または労使関係上のルールについて合意を達成することを主たる目的として行うものであり、双方が譲歩を重ねつつ上記のような合意を達成するためのものとされている。

また、交渉はその経過においてはあらゆる角度から自由に議論が行われて結論に至ることが望ましいものであり、正常な交渉を積み重ねることは、労使間の意思疎通を円滑にし、そのことによって相互の理解が深まり、職員の志気が

高まり、さらに公務能率が増進することに資するものとされている。

本件審査請求人から請求があった労働組合との交渉記録については、交渉における当事者間の発言内容が記録されているものであり、当該交渉記録は公開することを前提に労使で確認のうえ作成したのではなく、また、公開することについて労働組合との合意を得ているものでもない。

したがって、当該交渉記録を公開することとなれば、その内容を巡って労使間の紛争が生じるおそれがあり、今後の交渉において、自由闊達で率直な話し合いが行われず、交渉自体が進展しないおそれがある。なお、学説においても、議論を一々記録にとどめることは、交渉における一言一句を後になってあげ足とりするおそれがあり、利よりも害が多いことから、交渉のやりとりを記録するようなことは避けることが望ましいとされている。

また、自由闊達で率直な話し合いの実施という観点から、学説によると、交渉の当事者以外の第三者の交渉への出席自体が自由な交渉を牽制するおそれがあり、当事者相互の円滑な意思疎通の支障となるため、必要に応じて予備交渉で第三者の出席を認めない旨明確にしておかなければならないとされており、交渉記録を公開することは、これを見た第三者が交渉内容に介入することが想定され、結果として、第三者が交渉に出席することと同様の効果をもたらすこととなると考える。

以上のことから、本件審査請求人から請求があった交渉記録については、公開することにより労働組合との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれがあるものであり、非公開決定は妥当である。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「総務企画局労務課の労働組合との交渉記録（令和2年度分）」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、令和2年度における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条第1項の規定により行われた職員団体との交渉及び労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条の規定により行われた労働

組合との交渉（以下「本件交渉」という。）に係る記録を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

2 本件対象文書の条例第7条第5号該当性について

実施機関は、学説を引用しつつ、本件対象文書を公にすることにより、人事労務に係る事務に関し、職員団体又は労働組合（以下「職員団体等」という。）との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれがあるため、その全てが条例第7条第5号（以下「第5号」という。）に該当する旨を主張し、これに対し、審査請求人は、交渉に参加した者の氏名、日時、公開しても差し支えない文章等はあるはずであり、そのような部分については公開すべき旨を主張している。

したがって、当審査会としては、本件対象文書の第5号柱書の該当性について検討することとする。

(1) 第5号について

第5号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいうとされている。

(2) 第5号柱書該当性について

① 当審査会において見分したところ、本件対象文書には、交渉が行われた日時及び場所、出席者の氏名並びに本件交渉における参加者の発言に係る記録の情報が記載されていることが認められる。

② 実施機関は、本件対象文書は、職員団体等と市当局との交渉における当事者間の発言内容が記録されているものであり、当該記録は公開することを前提に双方で内容を確認のうえ作成したものではなく、また、公開することについて職員団体等との合意を得ているものでもないため、これを公開することとなれば、その内容を巡って双方の間で紛争が生じるおそれや、今後の交渉において自由闊達で率直な話し合いが行われず、交渉自体が進展しないおそれなどがあることから、職員団体等との円滑な意思疎通に支障を及ぼすお

それがあるとして、第5号の非公開情報に該当する旨を主張している。

- ③ 当審査会において実施機関に確認したところ、本件交渉は、地方公務員法第55条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第7条に規定する内容を交渉事項としており（以下「法定交渉事項」という。）、勤務時間中に行われたとのことである。

また、本件対象文書は、職員団体等との交渉の過程において市当局としての最終回答を作成するにあたり、それまでの職員団体等からの発言内容を記録しておくために作成されるものであるが、一方で、本件対象文書は、令和2年度における交渉記録であって、そこに記載された交渉内容については、本件公開請求の時点において、すでに職員団体等に対し最終回答を行い、合意に至っている内容とのことであった。

このことからすると、本件交渉は法定交渉事項について行われ、その内容については本件公開請求の時点においてすでに合意に至ったものを含むものであって、市当局の職員は職務としてこれに参加していることが認められる。

- ④ そこで検討するに、本件対象文書には、一部判読が困難な部分はあるものの、交渉が行われた日時及び場所、出席者の氏名並びに本件交渉における参加者の発言に係る記録の情報が区分して記載されており、当該情報のうち、まず、交渉が行われた日時及び場所並びに出席者のうちの市当局の職員の氏名については、職務の遂行に係る情報であり、当該情報が公開請求により公にされたとしても、職員団体等との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれが生じるとは認められないため、第5号柱書には該当しないというべきである。

次に、本件交渉における参加者の発言に係る記録については、実施機関が主張するように、これが公開されることで職員団体等との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれが生じる内容を含む場合も考えられるが、本件交渉が法定交渉事項を対象とし、その内容については、本件公開請求の時点においてすでに合意に至っているものを含むものであることからすると、当該記録の全てが第5号柱書に該当するとは認められず、また、技術的にも非公開部分と公開部分とを分けることも可能であると考えられる。

3 職員団体等に係る出席者の氏名について

本件対象文書には、本件交渉に参加した者の氏名が記載されているところ、当

審査会において確認したところによれば、市当局の職員については、職務として本件交渉に参加している一方で、職員団体等に係る者については、職務専念義務を免除されたうえで参加していることが認められる。

そうすると、本件対象文書に記載された本件交渉に参加した者の氏名のうち、職員団体等に係る出席者の氏名については、条例第7条第1号本文の特定の個人を識別することができるものにあたり、かつ、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、同号本文の非公開情報に該当するものと認められる。

4 本件処分について

上記2及び3のとおり、本件対象文書に記載された情報のうち、交渉が行われた日時及び場所並びに出席者のうちの市当局の職員の氏名については、第5号柱書には該当しないため、これを非公開とした本件処分は妥当ではない。

また、本件対象文書に記載された情報のうち、本件交渉における参加者の発言に係る記録については、当該記録の全てが第5号柱書に該当するとは認められないところ、実施機関は、その全てを非公開としていることから、当該記録の内容を精査し、公開・非公開の判断を行ったうえで、改めて条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月13日	実施機関からの諮問
令和4年3月18日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年4月18日	審査請求人の反論意見書を收受
令和5年3月13日（第2部会）	審議
令和5年4月12日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議

令和5年5月10日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和5年6月14日（第2部会）	審議
令和5年7月19日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子